

【令和5年度用（3月1日から申請を受け付けます）】

五泉市奨学金貸付のしおり

五泉市教育委員会

五泉市奨学金は、経済的理由のため修学困難な学生・生徒に学資資金を貸与して教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に尽くす有能な人材を育成することを目的として設けられた制度です。

以下、五泉市から学資の貸付を受ける学生・生徒を「奨学生」といい、貸付される学資を「奨学金」といいます。

1. 貸付内容

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3年生）及び専修学校の高等課程・・・・・・・・月額／1万円（年額／12万円）
- ② 短期大学、高等学校（専攻科）、専門職短期大学、高等専門学校（4、5年生・専攻科）、専修学校の専門課程・・・・・・・・月額／2万円（年額／24万円）
- ③ 大学、専門職大学、大学院・・・・・・・・月額／3万円（年額／36万円）

○貸付開始は、申し込みを行った翌月分からとなります。

○奨学金は年2回、奨学生本人の金融機関の指定口座へ振り込みます。

○貸付対象期間は、いずれの学校も申し込みの翌月から、在学する学校の正規の修学期間までです。（6年制大学の場合、最長6年間）

○通信制、定時制は問いません。

○奨学金は無利子です。

○奨学金は他の団体が運営する奨学金と併用できます。ただし、他の奨学金制度では他との併用ができない場合もありますので、ご注意ください。

2. 奨学生の義務

奨学金は学費として貸し付けるものですから、奨学生は卒業後、五泉市奨学金貸付条例により返還しなければなりません。

この返還金はその年の奨学金となり、後輩へと引き継がれていきます。

○奨学生は貸付の終了した月の翌月から、

・貸付額が60万円以下の場合・・・・ 5年以内

・貸付額が60万円を超える場合・・・・ 10年以内 で返還

○途中で貸付を辞退、または退学や留年により貸付が廃止された場合は、その事実が発生した月の翌月から、

・貸付額が60万円以下の場合・・・・ 5年以内

・貸付額が60万円を超える場合・・・・ 10年以内 で返還

○奨学金を長期間、正当な理由なく返還を怠った場合、延滞金が課せられますので計画的に返還ください。

○返還を怠った場合は、連帯保証人及び保証人へ返還を請求いたします。

3. 奨学生の資格

次のすべてを満たす方へ貸付を行っております。

- ① 世帯の総所得金額が一定基準以下で、貸付を受けなければ本人の修学が困難な者
※基準については、別紙「収入基準について」をご参照ください。
- ② 市内に1年以上居住している人

4. 申し込みに必要な書類

次の書類を各1通ずつ提出ください。

- ① 奨学金貸付申請書（様式第1号、記入例を参考に作成ください。）
 - ◎申請書下段の連帯保証人及び保証人欄はそれぞれ自筆及び実印（印鑑登録をしてある印鑑）で記入、捺印ください。
 - ◎連帯保証人は保護者、保証人は別世帯の18歳以上の保証能力のある市内在住の方をお願いします。（市内に保証人となる方がいない場合はご相談ください。）
- ② 承諾書（別紙の様式、住民登録・所得及び課税状況調査の承諾書です。）
- ③ 合格通知書のコピーまたは在学証明書（各学校にて発行する学年の入ったもの）
※進学時の申請には合格通知書（コピー）、在学途中の申請には在学証明書（学年入り）をご用意ください。
- ④ 世帯全員の直近の源泉徴収票、確定申告書のコピー
または、所得証明書（6～12月に申請する場合に限る。6月中旬以降に税務課にて発行可能。）
※直近のもので、同一世帯の所得がある方全員分をご用意ください。

5. その他

- 貸付申請後、貸付決定の可否は文書にて通知いたします。
- 貸付が決定した場合は、借用申請時に連帯保証人と保証人の印鑑証明書、**収入印紙（令和7年3月31日まで印紙税の非課税措置につき不要）**が必要となります。
- 次のいずれかに該当した場合は、届出の義務がありますのでご連絡ください。
 - ・休学、復学、転学又は退学したとき。
 - ・奨学生本人又は保証人の住所や電話番号など、重要な事項が変更されたとき。
- 貸付2年目以降は、毎年在学証明書（後期分は現況届）の提出いただき、在学状況の確認をさせていただいたのち、奨学金の振り込みをいたします。
提出については、確認の時期に文書をお送りします。
- 奨学生が休学、又は退学などにより貸付資格に該当しなくなった場合は、奨学金の貸付を停止、又は廃止します。

【お問い合わせ先・提出先】

五泉市教育委員会 学校教育課（市役所4階）

TEL 0250-43-3911（内線 359）

※村松支所では申請できません。

(別紙)

収入基準について

申請者本人が属する世帯の、申請日の前年総所得金額が別表2の基準額以下であること。総所得金額とは、その世帯の年間総収入金額を次のA及びBにより計算した金額をいう。

A. 給与所得（源泉徴収票の「支払金額」欄の額を指します）

○給与所得のある方1人につき別表1の控除計算を行います。

○2つ以上給与所得の収入源がある方は、これらを合算した額で控除計算を行います。

【別表1】 控除額一覧表

個人の年間収入金額	控除額
329万円以下の場合	年間収入金額と同額（全額控除）
329万円を超えて400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超えて878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

B. 給与所得以外（自営・農業収入など）

○確定申告書における「所得金額」になります。控除済の額のため控除はありません。

※公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等控除額を控除した金額となります。

【別表2】 総所得基準額一覧表

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	215万円	5人	462万円
2人	341万円	6人	486万円
3人	397万円	7人	511万円
4人	430万円	8人	528万円

※世帯人数が7人を超える場合、1人増すごとに17万円を世帯人数7人の基準額に加算して計算します。

参考例（5人家族で基準を満たす場合）

	所得区分	収入額	－	控除額	=	所得額	備考
本人	なし					0円	
父	給与所得	5,000,000円	－	3,730,000円	=	1,270,000円	会社員
母	なし					0円	
兄	給与所得	700,000円	－	700,000円	=	0円	アルバイトを2つ(40万+30万)行う。収入額が329万円以下のため全額控除。
祖父 (65歳)	農業所得	3,000,000円	－	0円	=	3,000,000円	農業所得額が入るため、控除額は0円。
	雑所得(年金)	1,500,000円	－	1,200,000円	=	300,000円	
世帯全員の年間総所得金額						4,570,000円	4,620,000円以下のため、基準を満たす。